

生駒市特定農地貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、生駒市が貸出し用に供する遊休農地（以下「特定農地」という。）の適切な維持管理・運営及び景観の確保を図るとともに、近隣農家の方々と交流を図りながら特定農地の利用の促進等を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(貸付主体)

第2条 本貸付けは、生駒市が実施するものとする。

(貸付対象農地)

第3条 貸付けの対象となる農地は、遊休農地貸付台帳のとおりとする。

(貸付対象者)

第4条 貸付けを受けることができる者は、農業を営まない者で、貸付けを受ける農地を適切に管理し、自ら耕作できるものとする。

(貸付条件)

第5条 貸付条件は次のとおりとする。

(1) 貸付期間は1年間とする。但し、土地所有者の意向で最大5年延長できるものとする。

(2) 貸付けに係る賃料は、無償とする。

(3) 小作権や離作補償など土地に関する権利関係は発生しない。

2 次に掲げる行為はしてはならないものとする。

(1) 路上等に無断で駐車・駐輪すること。

(2) 所定の場所以外で便をすること。

(3) 貸付農地で草等を焼却すること。

(4) 貸付農地の形状を変えること。

(5) 建物及び工作物を設置すること。

(6) 営利を目的として作物を栽培すること。

(7) 貸付農地を転貸すること。

3 貸付を受けた者は、下記の義務を負う。

(1) 貸付農地周辺の管理（草刈りなど）を行うこと。

(2) 水利など管理については、集落の慣習（水路清掃などに参加）に従うこと。

(3) 貸付農地の近隣農地耕作者と交流を図り、互いに協力すること。

(4) 責任者を決め、指導員等の窓口となること。

(5) その他、指導員の指示に従うこと。

(募集の方法)

第6条 貸付けを受けようとする者の募集は、「広報いこま」、生駒市ホームページに掲載するほか、チラシ、掲示等による一般公募とする。

(申し込みの方法)

第7条 貸付けを受けようとする者は、特定農地の現地確認を行い生駒市へ申込書を提出するものとする。

(選考の方法)

第8条 生駒市は、第7条の規定に基づく申し込みがあったときは、審査のう

え、利用者を決定するものとする。

2 生駒市は、利用者を決定した場合は、地権者と土地使用貸借契約及び利用者と農地貸借契約をそれぞれ締結し、その旨をそれぞれ当該者に通知するものとする。

3 利用者が同一農地を複数で利用する場合は、生駒市と当該農地利用者全員との間で貸付農地の利用区域及び管理に関する覚書を締結する。

(特定農地の管理・運営)

第9条 生駒市は特定農地及び施設の適切な維持・管理及び運営を図るために指導員を設置する。

2 指導員は、次の業務を行う。

(1) 特定農地及び施設の見回り並びに利用者に対する必要な指示。

(2) 特定農地における作物の栽培等の指導。

(貸付の解約等)

第10条 市長は、利用者が次の各号に該当するときには、利用者の同意を得ることなく、一方的に貸付を解約するものとする。また、利用者の異議申立ては一切受付ないものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により利用者となったとき。

(2) 貸付農地を適正に管理しないとき。

(3) 第5条の1に規程する貸付け条件に違反したとき。

(4) 第5条の2に掲げる行為をしたとき。

(5) 第5条の3に掲げる義務を履行しないとき。

(6) その他この規程に違反したとき。

(貸付農地の返還)

第11条 利用者は、貸付期間が終了したとき又は第10条の規程による解約をしたときや土地所有者からの返還要求があったときは、すみやかに貸付農地を原状に復し返還しなければならない。

2 利用者は、前項の規程により貸付農地を返還するに当たり、立ち退き料及び代替えの貸付農地の請求などはできないものとし、かつ、異議申立ては一切できないものとする。

(本市の免責)

第12条 本市は、天災地変、病虫害、盗難等による作物の被害、貸付農地内の事故又は第10条の規程の解約により、利用者に損害が生ずることがあっても、これに対して一切の補償の責めを負わないものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年 9月11日より施行する。

この規程は、平成24年 4月 2日より施行する。

この規程は、平成31年 4月27日より施行する。